

NPO 法人 純正律音楽研究会会報 ～2020年2月発行～

# ひびきジャーナル



〒168-0072 東京都杉並区高井戸東 3-2-5-102 Tel:03-5317-0291  
Fax:03-5317-0289 e-mail:puremusic0804@yahoo.co.jp

発行日 2020年2月27日  
発行責任者 NPO 法人 純正律音楽研究会  
編集 相坂政夫

## No.63



日ざしの明るさに春の気配を感じるようになりましたが、会員の皆様お変わりなく、お過ごしでしょうか。

今年最初のコンサート、デュオで楽しむヴァイオリン名曲集「出版記念コンサート2」は、会場の市川駅周辺でコロナウイルス感染者が3名出たことと、検査対象者が600人程度いるとのことで、ヤマザキパン様から中止の要請がございました。当会としても検討の結果、中止せざるをえないということで、中止を決定いたしました。楽しみにされている皆様、誠に申し訳ございませんでした。

さて、新型コロナウイルスはどうやって感染するのか、現時点では、飛沫感染(飛沫感染)と接触感染の2つが考えられるようです。飛沫感染とは、感染者のくしゃみや咳、唾などの飛沫と一緒にウイルスが放出、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染するようです。皆様、手洗い、マスク、消毒等で感染しないようお気をつけください。

なお、次回のコンサートは、6月27日土曜日午後2時開演、新宿の四谷区民ホールにて「出版記念コンサート3」を開催いたします。また、9月26日土曜日は市川のヤマザキパンLLCホールで開催予定となっております。

## 私のヴァイオリン

洗足音楽大学教授・ヴァイオリニスト  
NPO 法人 純正律音楽研究会 代表  
水野佐知香

横浜に住んでもうすぐ 40 年近く経ちます。  
愛知県刈谷市で生まれ育ち、ヴァイオリンは 4 歳から始めたようです。才能教育の活動が全国に広まりつつある頃、創設者の鈴木鎮一先生の「環境は人の子」「誰でも育つ、育て方ひとつ」などのお言葉に共鳴し、母が一生懸命育ててくれました。田舎でしたから、世の中にコンクールがあることも知らずに育ち、大学で東京に出てきて、いろいろなことにびっくり!!そしてご縁があり嫁いだ先が横浜! たまたま、住み始めてすぐ、私の大好きな作曲家 故廣瀬量平氏から電話があり、コンサートで彼の名作、ヴァイオリンソロの名曲「アスラ」を弾いて欲しい! と。その前に、そのコンサートのメンバーが関内の教育文化センターのホールでコンサートをしているので、会いに来ないかと! 言われ、N 響の齋藤鶴吉、音楽学の教授・齋藤龍ご夫妻、そして N 響のフルートの植村泰一氏で横浜室内楽協会のコンサートにお伺いしました。

ここで、初めて齋藤鶴吉、龍夫妻にお目にかかりました。  
ご縁は不思議と言いますが、1982 年この日の出会いからずっと現在まで齋藤鶴吉、龍先生ご夫妻にお世話になりっぱなし。私も「横浜室内楽協会」のメンバーの一員に加えて頂き、後、横浜シティ合奏団のメンバーとして、そして、横浜音楽文化協会では、創立メンバーとしてたくさんのコンサートに出演させていただき、私自身の横浜での地盤を作っていただきました。

初めて一緒に弾かせていただいた「横浜室内楽協会」のコンサートでは、忘れもしない「バッハの音楽の捧げもの」を山手ゲーテ座で弾かせていただきましたが、大ベテランの先生方との共演でとてもドキドキして緊張したことなど、印象深く私の中で残っています。

ここで、横浜室内楽協会について、鶴吉先生のリサイタルの資料からご紹介させていただきます。

齋藤鶴吉リサイタルの資料より

「1978 年「横浜室内楽協会」設立、齋藤鶴吉 (代表・Cello)、植村泰一 (Flute)、齋藤龍 (音楽史、Piano) の 3 名で横浜室内楽協会シリーズをスタートさせ、横浜市内の主要会場で 2001 年までに 33 回のコンサートを開き、横浜美術館における「東西の風」シリーズが好評を得ている。CD「東西の風」をリリース。」

今回久しぶりに当時のプログラムなどを取り出してみましたが、実に多くのコンサートを企画されていること、そしてその企画と内容が素晴らしい! 改めて、齋藤鶴吉先生、龍先生のご功績に頭が下がりました。  
1991 年横浜室内楽協会が横浜市から文化賞をいただいた年のプログラムからの

引用です。

横浜室内楽協会、横浜シティ合奏団とは年 2 回の定期演奏会、横浜市教育センター主催の名曲鑑賞会、各区主催のコンサートへの積極的協力、放送への出演などにより、身近に音楽鑑賞の機会を作り、クラシック音楽の普及と地域文化の向上発展に努力、21 回よりコンサート名を「横浜シティ合奏団」としてさらに演奏の幅を広めています。また横浜市在住作曲家の曲も積極的に取り上げるとともに、作品の歴史的背景等、横浜音楽文化史的背景についてのレクチャーも交えるなどの特色ある活動を横浜に定着させ、高水準の室内楽演奏で、横浜の音楽文化形成に大きな役割を果たしています。1988 年横浜音楽文化協会設立の年に安藤為次記念賞・奨励賞も受賞されています。

その年には龍先生、鶴吉先生プロデュース、企画、制作で、横浜美術館グランドギャラリーで、俳優の市村正親さんと N 響メンバーと一緒にストラヴィンスキーの「兵士の物語」をさせていただきました。このコンサートでは、グランドギャラリーの大きな空間を使い、舞台とは違う異空間の中での「兵士の物語」はまたとても印象深いものでした。

1992 年からは横浜美術館グランドギャラリーでの「東西の風」シリーズが始まりますがこのシリーズでもう一度 1995 年に俳優の森本レオさんと「兵士の物語」の再演をさせていただくことになるのですが、プロデューサーとして齋藤龍先生の「兵士の物語」における”語り”についてのこの時のコンサートのチラシの投稿が見つかりましたのでご紹介させていただきます。

20 世紀最大の作曲家のひとりストラヴィンスキーの“兵士の物語”の上演を横浜シティ合奏団が横浜美術館グランドギャラリーで行ったのは 1991 年のことでした。ギャラリー石の空間を舞台とした「声」「市村正親」と「楽器」の響き合いは幻想的かつ衝撃的であつてなかつた密度高い上演となりました。東洋の音楽や文学の世界で日本人が古来親しんできた「語りもの」の世界が、西洋で生まれた異芸術の中でも、思いもよらぬ親しさ、自然さで共通性を持っていることに、ここ横浜美術館という現代建築の中で気づいたものでした。このコンサートは、市村さんとは違った森本さんらしい語り口でした。お客様もとても感動されていました。

この「東西の風」シリーズでの印象的な龍先生が企画されたコンサートをご紹介したいと思います。

1993 年の「東西の風」前半は、バッハ、ヘンデルなどのバロック「組曲」、後半は三木稔、諸井誠の作品を、そして佐藤聡明には、世界初演のヴァイオリン、二十弦琴、ハープのこのコンサートのために委嘱して世界初演をしました。そしてコンサートの 4 日前には、「バロックと現代」のプレコンサートと講演会を横浜美術館レクチャーホールで東京大学名誉教授、西洋史がご専門の木村尚三郎先生と龍先生との講演があり、とても充実した公演が催されました。

フルートと尺八、ハープとお琴、西洋と和洋の楽器が奏でる響きにお客様も堪能されていました。

1994年には、オンド・マルトロの原田節さんとの共演もあり、原田さんが編曲され、サティ「私はあなたが大好き」、ドビュッシーの「アラベスク I」ミヨー「組曲」、武満徹～オンド・マルトロとピアノのための「妖精の距離」など演奏されています。

1996年の「東西の風」です。邦楽器として尺八の三橋貴風さん、お琴の吉村七重さん、そして、西洋の楽器として鶴吉先生、植村先生、ハープの齋藤葉、そしてヴァイオリンの水野が出演のコンサートでは、海を題材にしたヴィヴァルディのフルート協奏曲 op 10 より第1番「海の嵐」、ヴァイオリン協奏曲集「和声と創意への試み」op 8 より第5番「海の嵐」そして、故松下功の「海の空間1990」、菅野由弘の「濤韻～二十絃琴のために1992」など。

また、心に残るコンサートの一つに、1992年の3月14日に神奈川県民ホール(小ホール)で横浜文化賞受賞記念コンサートが行われました。このタイトルが素敵！「ヨコハマの名演奏家たちやよい午後のコンサート」このコンサートでは龍先生がレクチャーをされ、鶴吉先生、植村泰一先生、故朝倉蒼生先生、立神粧子先生、そしてゲストに故山岡優子先生、そして水野が出演させていただいています。この時の曲目は、バッハ音楽の捧げ物、廣瀬量平のアスラ、ベートーヴェンのピアノトリオ「大公」など。

日本における室内楽も横浜から始まったそうです。東洋と西洋の音楽を繋ぐ素晴らしいコンサートの数々の企画をされてきています。また、再現できることを心から願い、尽力していきたいと思えます。

また、かながわ音楽コンクール入賞者を迎えて室内楽のコンサートを一緒にするなど、わたしもメンバーでしたが若手育成にもご一緒させていただきました。共演させていただいた若手演奏家の方々の中には、今、洗足学園の同僚として一緒に仕事をしていたりして、たのもしく成長されています。

さて、この「横浜室内楽協会・横浜シティ合奏団」としての活動で一緒にしながら「横浜音楽文化協会」も創立会員としてたくさんのコンサートに出演させていただきました。

1994年に関内ホールで始まった横浜音楽文化協会(音文協)の「マリンコンサート」今年29回目を迎えます。毎年、海の日近くの日にコンサートを企画していますが、1998年に創立10周年記念コンサートから開館したばかりの横浜みなとみらい大ホールで行われています。この時は2台ピアノ、オペラ重唱、伊藤恵さんとマリンアンサンブル、そして上海からの来演の中国民族管弦楽も加え豪華プログラムで素晴らしい評価をいただきました。

このマリンアンサンブルから誕生したのが結成17年目に入る弦楽合奏団「ヴィ

ルドゥオーズ横浜」です。毎年ほとんど同じメンバーでマリコンコンサートとして演奏していましたのでせっかくなら新しく合奏団として活動できないかと考え、2003年に結成いたしました。年に一度の自主コンサートをみなとみらいホールで積み重ねてきています。

コンサートには、オISTRAフの愛弟子のオレグ・クリサ氏、ベルリンフィル元首席のヴァイルフリート・シュトレレ氏と共演したり、メンバーのソロがあったり、必ず邦人の作曲家の曲を演奏することがコンセプトになっている合奏団です。委嘱作曲家は、岡島雅興氏、島津秀雄氏、池辺晋一郎氏など、10曲近くになります。年を重ねる事で音楽も深まりメンバーとも家族のようになっていきます。ほとんどが音文協の会員になっています。

今後横浜において若い人の育成、シニアへの応援、また音楽に携わる方々と一緒に社会に貢献できればと思っています。私自身若い頃を感じなかった事ですが、今は音文協に入会させていただいて、この協会を作ってもらって本当に良かったと心から感謝をしています。自分と違う分野の方々とこの協会を通して、活動できる事、友人となれる事、皆様のご活躍で自分自身の刺激になる事、そして幹事の方々始め、担当された方々が、本当にボランティアで、真摯にお仕事をしてくださっています。一生の仲間と知り合えた事、仕事ができることに感謝を申し上げます。私自身も常に謙虚に精進していきたいと思っております。横浜音楽文化協会での素晴らしさを若い世代に繋げていかななくては！と、思っております。

**ムッシュ黒木の純正律講座 第62時限目**  
**平均律普及の思想的背景について(51)**

純正律音楽研究会理事 黒木朋興

西洋においては、人権という個人の法的権利がキリスト教文化の中から発達したという話を前回した。フランスは民主主義の根幹であるこの人権を守るために、躍起になっている。そして、キリスト教はその人権思想を育んだ土壌であると同時に、人権を獲得するために闘争した標的でもあったことに注意したい。良い意味でも悪い意味でもキリスト教がフランス文化の特徴をなしている。このような事情を考えれば、フランスという国がなぜ過剰に宗教を敵視するのが分かるだろう。彼らはイスラーム教徒というマイノリティーを守るためではあっても、宗教を容認することはできないのだ。対して、プロテスタント信徒は、カトリック教会から自分たちの信教の自由を獲得していった歴史があるので宗教への信仰を敵視することは無い。更に、キリスト教文化のないアジア諸国では個人の人権よりも、社会全体の安定を求める傾向がある。

というわけで、人権と言っても、地域や国や文化ごとに様々な考え方があることがわかる。特に日本では個人よりも集団を優先される傾向が強く、お世辞にも人権意識が強いとは言い難い。キリスト教文化の土壌がないので人権が理解されにくいことがその理由として考えられる。人権を敵視する自称保守系政治家の中には人権を真っ向から否定する者も後を絶たない。西洋から個人主義

が入ってきたせいでそれぞれが権利を主張しわがままを言いはじめ日本の良き伝統文化が壊れてしまった、個人の権利よりもより重い大義のために尽くすべきではないか？ということだろう。しかし、個人の権利よりもより重い大義とはなんだろうか？ 結局は富裕層の利権ということではないだろうか？

例えば、宗教信者の中には、人権よりも現行の国の法律よりも、神の教えなり神の法の方を重要視するものがある。フランス政府がイスラーム教徒への差別ではないかという非難を受けつつも、ライシテの原則を負けないのは、イスラーム教だけが嫌なのではなく宗教の法を国の法より前に出されるのが嫌なのである。果たして、日本はどうだろうか？ 信徒が神のために命を差し出すように、天皇家のために尽くせというのだろうか？主権者が天皇であった戦前ならともかく、今上天皇はそんなことは考えていらっしやらないだろう。では本当に、何なのだろうか？

人権が最も重要な大義として扱われていない現状では、残念ながら、日本は民主主義を理解しきれなかったのではないか、という疑念を拭い去ることができない。

と、ここまで考えて、民主制の反対はなんだろうか？という問が頭に浮かぶ。君主制だろうか？ただ、君主制といっても立憲君主制の場合、民主主義である可能性は高い。また共和国を名乗っていても実質上独裁である国もある。一言で独裁と言っても、事実上一人で権力を恣にした王など歴史上それほど多くない。将軍といえども大名や有力御家人には頭が上がりなかつたケースも多いし、地方の守護も国衆の顔色を伺ってばかりというのも普通だ。また絶対王政で知られるフランスのルイ14世も幼少の頃はフロンドの乱という貴族の反乱によって逃げ回ったことがあるし、王朝が革命によって倒れるのはルイ14世の没後百年もたたないうちであった。

面白いことに独裁をやれる指導者というのは、独裁という表現には矛盾するかもしれないが、根回しの上手い人間が多いという指摘もある。最近、経営でもトップダウンが良いとされる傾向がある。しかし、人望があつて根回しが上手いからこそトップダウンができるのであつて、人徳のない人間がやろうとすると組織が無茶苦茶になる。実際、大学の研究環境が経営者のトップダウンによって壊されつつある、という愚痴を最近耳にすることが多い。

というわけで、民主主義の反対を示すのは難しいが、ただ民主主義の敵は何かと言えば明確に身分制だと言えるだろう。実質世襲が定着しつつある現在の日本は確実に民主主義から後退しているのではないだろうか？

## CM 音楽と「森の熊さん」との「遭遇」

NPO 法人 純正律音楽研究会 初代代表  
玉木宏樹遺作

私は過去、たくさんの CM 音楽を担当しました。その「匿名性」をいいことにずいぶんとパロディ的な遊びもさせてもらったから、私も実は著作権上では結構「ワル」をしたおぼえはあります。しかし自分の意志でやった「ワル」は、一種の確信犯だから胸は痛まないものです。

それにしても CM というのはまさにエゲツない世界で、露骨に「\*\*風」というのを要求されることが多いものです。いまでこそ経済大国となり、著作権使用料の馬鹿高い外国曲も堂々と使われるようになりましたが、私がガムシャラに CM 音楽に没頭していたころはそんなことはほとんどなく、とにかく著作権ギリギリセーフというタイトロプ的な注文がよく来たものでした。早い話が、どれぐらい器用にもものまねができるかどうかで仕事量がちがったということもあったのです。そんな日常のなかでひとつの出来事が起こりました。

ある日打ち合わせで呼ばれたのは、ウイスキーの CM。南極の氷をオンザロックにして飲むという絵でべつにどうってことはなく、バックはデオダート(ブラジルのアレンジャー)のアレンジした「ツアラトウストウラかく語りき」の様なサウンドで行きたいということです。ここまでならよくある話で、おもしろくも何ともない。ところが話をつめる段になっておかしい要求がでてきました。音楽制作を請け負った会社の音楽ディレクターが「ツアラトウストウラ」にまだ著作権があることを知らずに、バック音楽のおすすめ品として広告代理店に推薦し、代理店もまたよく調べないままおすすめのテープはウイスキー会社の社長にまでとどき、よし、この曲にしようとの社長判断まで下っているとのことだったのです。

さて、念のためと JASRAC に問い合わせた結果「ツアラトウストウラ」には厳然と著作権のある(当時)ことを知った一同はマッ青、いまさら社長に曲の変更を相談するわけにも行かず、かといって目の玉の飛び出るような著作権使用料を払うわけにもいかない、こまったこまった、実にこまった、さあどうする、玉木ちゃん、と、こういう話だったのです。

どうしようもない所をなんとかお願いなんていわれると、よーし、いっちょやっつたろうじゃないかと柄にもなく男気をだし、匿名性をかたに、私はさっそうと「ツアラトウストウラ」デオダート版そっくり作りにはげみました。

R・シュトラウス作曲の「ツアラトウストウラ」は映画「2001 年宇宙の旅」でツトに有名になった曲で「ドー・ソー・ドー」の悠揚迫らざるスケールの大きいフレーズで始まる曲ですが、私はあつかましくもどうどうと「ソー・ドー・ソー」で始めたものでした。結果は誰が聞いても抱腹絶倒するほどのソックリになったのはいうまでもないことです。

制作会社のディレクターは、ご丁寧にも、でき上がったテープをもって JASRAC をたずねました。先方の担当者も苦笑しながら、あまりにも似ている

けど今回は見逃しましょうという許しを得たという話でした。(JASRACが見逃す権限なんてホントはないんだけどね)そしていわくつきのCMはどうどうとオン・エアされ、一部では話題作品ともなり、目立たない賞までもいただくほどの出来栄えとなったのです。

さて、この話は一度おいとくとして。

私のCM騒動の少しあと、ひんぱんに流れ出したCMに私の眼はくぎづけになったのです。さる車のメーカーのCMで、画面はなんと、あのイルミネーションのお化け「未知との遭遇」が堂々と登場して、車の上をボワーンとUFOがかすめていくのです。

私はほんとうに驚きました。イルミネーションのお化けたる光る円盤の絵は、完全に映画そのものの画面だったからです。そしてまた、音楽までが例の「未知との遭遇」の印象的なロゴそっくりときているのです。数多くのCMにたずさわってきた自分としてもかなり強い印象を受けた作品でした。ところが.....。そのCMは突然TVに出なくなりました。とはいえ、それほど気にとめることでもなかったのです。

実はその裏には驚くべき事態が介在していたのでした。

イルミネーションのお化けのように光る円盤がまるで本物の映画のようだったといったのは当然で、実はそのCF、アメリカの映画会社と契約を結び、本物のスピルバーグの画面を使用し、車の走りと合成していたのです。ただし、それだけのことだったら、「すごーい！ やったあ！ 金かかっている！」などの極め付けの感嘆詞の羅列でため息をついて終りなのですが、ここでとんでもない事件が勃発したのです。さきほど、映画の中の例のサウンドロゴ(宇宙人との交信のキーワードとなる五つの音)そっくりの音楽云々という事を書きましたが、その<ソックリ>が大問題となってしまったのです。

アメリカ側はCFのオン・エアを見て、猛然とクレームをつけてきました。映像使用のための契約書は交わした、しかし、音楽まで使っていないとの許諾は絶対に出していない。だからもし<本物の音楽>を使ったのなら、<うっかり>使用してしまったという善意の解釈をする余地はまだある。しかし、意図的に<ソックリ>な音楽をあてはめるといえるのは、契約書の範囲を熟知したうえでの詐欺行為だ。権利の侵害だけでなく、明らかに名誉毀損に当たるとしてカンカンに怒りまくり、日本円にして、実に東京駅前の丸ビル何軒分かに相当するような巨額の違約金を突きつけられたというのです。何という情けない話でしょう。一般常識ではとても信じられないようなことですね。

まっとうに考えるなら、<詐欺だ>といわれても何の申し開きもできないはず、しかし、情けないことに当時のCM業界(あくまでも日本の)では、この程度のごとは当たり前な日常茶飯事だったのです。自分も加担しておきながら心苦しいけど、さきほどのウィスキーのCMの場合もまさにその一例だったのです。

さて、アメリカから訴えられた日本側(この場合、責任者は広告代理店)はどう対処したのでしょうか。とてもまともに反論できる立場ではないだけに、その去就は注目されるどころ。ではその代理店は.....。

実は、さきほどのウィスキーのCMと今回の車のCMは両方とも同じ代理店の作品だったのです。ではなにが考えられるか。ここが非常に日本人的な発想



なのです。彼らはあの JASRAC に駆けこんだのです。では何といったか……。ここに私の CM が引合にだされたのです。「ツアラトウストウラ」の時の方が、よほどそっくりだったじゃないか、よく聞いてほしい、今回の方がまだ原曲よりは外れている。それなのに前の方が OK で今回が駄目だという根拠はどこにあるか……。と。だいたいこういう話を JASRAC に持ち込むこと事態がお門ちがいで的外れもはなはだしいのです。それで JASRAC はどう反応したか……。

「前の件はあまりにもソックリだったけど、事実関係のプロセスから、苦肉の作ということで、いうならば情状酌量しただけであり、黙認しただけのこと。そのこちらの好意を無視して先例としてあげるとは何事だ、まったくフェアじゃない、ならば前の黙認の件もゆるさない。ずっとさかのぼって、著作権侵害の使用料を徴収する」

いやはや、やぶを突いてまむしを呼び出したのだから世話はないですね。数重ねた交渉の結果、代理店は、車の CM に関しては相当金額を下げるのには成功しましたが、かわりにウイスキーの分はちゃんと払わされることになってしまったというのです。事実、音楽を制作した会社からは、後日その話を聞かされ、<うちも×10 万払わされたよ。玉木ちゃんも、もうちょっとうまく作ってくればよかったのに>といやみをいわれたのを思い出します。

ここで、こういう場合のペナルティのお金は誰が払うのかということについて。著作権使用料というのは、その著作物を利用して収入をあげた使用者にかかってくるものです。その CM の効果によって売上を伸ばそうという車のメーカーにまず請求がいくものなのですが、実際にはその CM を全面的に請け負った広告代理店が直接の責任を負うことになります。

著作権使用料が払われていない(通常 99%がそうだ)CM の場合、作曲家側に直接請求が来ることはありえません。特にいま例にしている二つの場合、作曲家側は要求にしたがって<そっくり曲>を書かされる羽目に陥った立場であり、精々その CM の作曲料(実は驚くほど安い)を返すのが関の山。どう見ても要求した側の責任は明白なので、私はいやみをいわれるに留まったのです。(それも腹の立つものであるけど)。

もちろん、作詞及び作曲家本人が著作権使用料をとって盗作さわぎになった場合は、作家側の責任であるのは当然のことではありますが。

以上の二つの例でも、CM の世界はなんという……。と、絶句される方も多いでしょう。いまのようにどンドンと外国曲を使用している状況ではたぶん二度と起こらないケースだろうけど、考えられないようなことを考えつくというのが広告業界の宿命、ユメユメ、油断は禁物であります。

つぎの例は、たいへん親しまれている曲をめぐるゴタゴタなので、読者は事の意外性ととも、著作権の在り方について、身近に疑問を感じられるでしょう。曲は、皆さんとつくによくご存知の歌「森の熊さん」です。この歌は、小学校の音楽の教科書にもものっています。実はこの歌、いま世に流布されている形で公になったのは、約 40 年くらい前のことで、その経過には私が深くかかわっているのです。まだ業界ではかけだしの 20 代の後半のころ、私は NHK の「みんなのうた」のディレクター氏から仕事を依頼され、訪れた一室にはアコーディオンの Y 氏とディレクター氏が待っていました。話とは次のようなものです。

作詞作曲者のわからない民間伝承の歌なんだけど、とてもかわいくて歌いや  
すい曲がある。それを是非とも形にして放送したいので協力して欲しいとのこ  
となのです。アコーディオンの Y 氏は巷に歌われているいろんな形のメロディを  
弾き、ディレクター氏も様々な詞をならべたてる。私はもっぱらアコーディオン  
のメロディを整理し、一番メロディにのりやすい形の詞を選んで、後はダーク  
ダックス用にアレンジして、バックオーケストラを作る役目をおおせつかった  
のです。この作業の結果でき上がり、放送されたのが「森の熊さん」と名付け  
られた曲で、この歌はその後爆発的にヒットし、いまや教科書にまで登場する  
ほどのスタンダードな曲として認知されるに至っています。仕事を終え、ディ  
レクター氏からは、民間伝承の曲をちゃんと形にしたのは玉木ちゃんだから  
JASRAC に編曲著作権を登録したほうがいいと勧められました。あんな作業  
で余分なお金をもらうというのも、なにか気がひけるが、なにはともあれ NHK  
で放送されたこともあり、一応 JASRAC に届けをだしてみたところ、但し書き  
付きで受理されました。

その条件とは、もし作詞作曲者が現れたら、編曲権は消滅する。そしてその  
時点まで払われた使用料を遡って請求されたらその人に払う、といういささか  
不本意なものでしたが、私は応じました。まさかあんな曲(どうみても外国民謡  
風だということ)に作者が現れるとは思わなかったからなのです。ところがとこ  
ろが.....、数年たったある日、突然作詞作曲者が現れたというのです。

私は JASRAC から電話連絡を受け、作者が判明したので、以後、使用料の分  
配はいきません。もし遡追請求があったら応じてくださいとのこと。いやあ、  
驚くまいことか、もう心臓が止まりそうなほどマッ青になるは.....。なにしろ、  
ひよっとしたらいまままで厚かましくも受け取っていた著作権料というのも、もし  
かしたら横領になるのかしらというくらい震え上がったものです。しかしそう  
はいいながらも、あんなによく知られたメロディ、なぜ今ごろになって、とい  
う根本的な疑問は抱いてはいましたが.....。

それから一年ほどたち、作者からの遡追請求もなくホッとしていたところ(請  
求されたってほんとうに大した額ではないが、なんとなく犯罪者であることを  
認めたみたいでいやではないか)、NHK のディレクター氏から電話がかかって  
きました。いわく、玉木ちゃんは突然現れたという作者に対して、疑義申し立  
てはしなかったのかというのです。そんなことは思いつきもしなかった当方の  
素朴な疑問に対して、ディレクター氏は驚くべきことを告げました。それによ  
ると、現れた作者というのは、実は前々から JASRAC 関係では札つきの要注意  
人物で、作者不詳の曲には変に詳しく、かたっぱしからそれらを書きつづった  
大学ノートを見せては人に、この曲の作者は自分だとふれまわっていたという、  
その世界では有名な人物で、毎回 JASRAC に登録しようとしては、門前払いに  
あっていたというのです。大学ノートに書かれていたのはたしかに、ボーイス  
カウトなんか歌いそうな民謡ジャンボリー風、作詞作曲者不詳のキャンプフ  
ァイアソングみたいなものばかりだったらしい。それでいつもいつも門前払い  
を食わされていた X 氏はどうしたかという、JASRAC を飛び越え、なんと、  
文化庁へ直訴に及んでしまったのです。

実は文化庁というのは、JASRAC の監督官庁であり、そこからのお達しはほ

ば絶対的なものとなるのはいうまでもありません。そういう体質を見抜いていた X 氏は、頭よく文化庁に直訴に及んだ結果、それをあっさり認めた(著作権で直訴に及んだのは初めてのことだったんじゃないだろうか)文化庁長官からのお達しによって、輝かしくも X 氏は「森の熊さん」の作詞作曲者として認知されたのでした。

(以上の文章は X 氏を誹謗中傷しようとして書いているのではありませんが大部分が伝聞によることではあります。しかし、私自身この眼で文化庁長官からの文書に目を通していても事実です。)

話の経過は恐るべきほど不明朗ではあるけど、さりとて、X 氏が作者としてはニセ物であるということにはならないのがもどかしい話ではありますね。

「森の熊さん」をまとめあげて形にし、世に出したのは自分であるというディレクター氏の「玉木ちゃん、彼のウソは絶対あばいてやる。あいつにあんな曲書けるわけない、このままでは死んでも死にきれない」という気持はよくわかったけれども、私自身は他のことが忙しかったせいもあって「ひょっとしたら、うまくやられたのかも知れないが、まあ、しょうがない」というような気分だったのです。

それから 10 年ほどして、話は大逆転、急展開します。NHK のディレクター氏からの勝ち誇った電話が入ったのです。

「玉木ちゃん、ついに見つけたよ、あの曲の原曲の楽譜、あれはやっぱりアメリカ民謡だったんだよ。すぐ見せるから今後の対策を協議しよう」

呼び出されて目の前にした譜面は、いま日本で歌われている(つまりは自分が形にしたのだ)曲とは細かいところが数カ所ちがうが、まさしく見事に原形をとどめている譜面でした。拍子の表示も 2/4 ということは私の編曲とまったく同じで、X 氏が文化庁に提出した 4/4 とは明らかにちがうのです。(X 氏には悪いけど、あの曲を四分音譜で書かれた 4/4 で表記するとはあまりにも非音楽的だといえる)

私の方も 10 年間、この件に対してまったく無関心でいたわけではありません。自分なりに得た情報では、アメリカのマサチューセッツあたりの縄とびソングじゃないかというのもあり、中には裁判するなら証人になってもいいとまでしてくれる人もいたくらいだから、あのメロディがアメリカ製であることは 120%信じて疑わなかったのも、原曲を前にしても、やっぱりねえ、そうだったんだねえ、それにしてもディレクター氏の執念、すごいもんだなあ……と、感心しきりでした。しかし、それでどうする？ と問われてもべつに名案なんか浮かびません。「証拠を見せながら世間に言っていけば、おいおいわかってくれるんじゃないですか」くらいのことしかいえませんでした。するとディレクター氏はキッと座り直してこう言いました。

「いいかい、玉木ちゃん。この曲のもとの権利は君にあったんだよ。その権利を侵害されたのは君一人だけなんだ。ぼくはそれを世に出したというだけのことで、直接の権利関係はなにもないという立場なんだ。しかしねえ、これを発掘したのはぼくなんだし、それを途中から泥棒みたいなやつがでてきて著作権使用料を持っていくなんて絶対にゆるせない。だけどぼく一人がいくら叫んでも誰も取り合ってはくれないんだよ、玉木ちゃん。権利を侵害されたのは君な

んだから君が怒ってくれなきゃ」

「どうすればいいんです」

「君の権利の回復を求めて、この証拠を提出して、JASRAC に再審査を要求するんだよ」

「えっ！……」

ディレクター氏のいうことは一から十まで御もつともで、反対する根拠はまったくないのです。しかし私自身が矢面にたって権利回復の当事者となり、争うというのは正直いって「シンドイなあ」という気分でした。私自身それほど怒っていたわけでもないし(童謡くらい、いいじゃないか、世の中もっとおおきな仕事があると、自分に言い聞かせ続けて来たのだ)、また、証拠の楽譜にしても、自分が探し出したわけでもなかったからです。それにまた私はここには書けない、他の細々したことでも JASRAC とは微妙な関係にあったし、ここでまた新たな問題を起こすというのも気が重い話だったのです。しかし私はディレクター氏の熱意と正論に説得され、JASRAC に再審査を請求しました。

その再審査の経過についても色々面白いことはありましたが、差し障りのあることも多いのでここでは省略させていただきます。

結論をいうと、X 氏の作曲者としての権利は剥奪され、私の編曲権は復活しました。……ここでくれぐれも誤解のないように弁明しますが、私はお金のために争ったのではありません。X 氏は 10 年間のあいだに何千万かの収入がありましたが、私の権利が復活しても編曲権の収入ではその二十分の一にもならない……。しかし、X 氏の作詞の権利は残ってしまったのです。なぜか……。つまり、一度認めた権利関係というものは、アメリカ民謡であることを実証した「楽譜」のようなしっかりした証拠を提出しないかぎり、取り消すわけにはいかないということなのです。私は X 氏には会ったことがないのでどんな反論でも受ける用意はあります。しかし私なりに彼の立場を推測してみると、次のようなことではなかったかと思うのです。

ボーイスカウトのような、奉仕団体のグループは、大量のジャンボリーソング類の作詞をおこなっていますが、それはあくまで集団制作という建前であり、しかも不特定多数の人に愛唱されることを目的としているので、最初から著作権を放棄している場合が多い。X 氏は多分、その集団作業の立場に深く関係していたのではないのでしょうか。そう考えれば、妙に作者不詳の曲に詳しいというのもうなずけるのです。だから彼自身「森の熊さん」のいまの形の作詞にある程度、もしくはかなり深く関係していたのかも知れないというふうに推測することはできるのです。だから堂々と作詞者としてだけの名乗りだったらば、これほどの問題は起こらなかったかも知れません。それなのに彼は文化庁に、作詞はおろか、作曲者としても申請したというのは、ついでに筆が滑ったといいわけするにはあまりにも厚

かましすぎる行為でしょう。どんなに後ろ指をさされても仕方がないだろうと思います。

もう著作権の切れてしまった曲とか民謡などの作者不詳の曲を PD 曲 (パドリック・ドメイン曲) というのですが、コンピュータ・ソフトの著作権にもいろんな問題が起きつつあるが、ソフトの権利関係の中に、PDS (パドリック・ドメイン・ソフト) といわれるものがあり、これは作者が意識的に著作権使用料の徴収を放棄した作品であり、どうぞ、ただでお使いくださいと流布しているものです。

「森の熊さん」の場合、この PD 曲であるものを、後から「自分のものだ」と名乗りをあげ、自分のものにしてしまい、堂々と著作権使用料をふところに入れていたのだから、あっぱれ、物の見事、ようやるわ、と感心すらしってしまうくらいなのです。

そうそう、この「感心してしまう」という私の意識が、こういう「スレスレ」の行為をゆるしてしまう土壌なのかもしれませんね。

CD レビュー 純正茶寮  
『Beatles Connection』  
純正律音楽研究会理事 黒木朋興

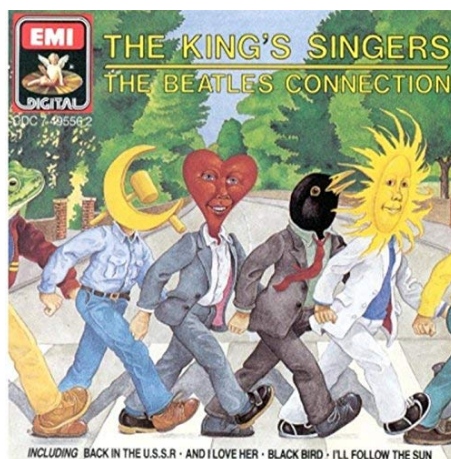
『Beatles Connection』 (1990/10/25)

The King's Singers

レーベル: Warner Classics

ASIN: B000002RQM

JAN : 0077774955621



このアルバムを聴くと亡くなった玉木さんのことを思い出す。彼と出会った新宿のロフトプラスワンのトークショーでも紹介していたし、純正律の響きの美しさを説明するときにはよくこの CD をかけていたからである。

男声合唱のアカペラなので、ハモリの美しさを体感するにはもってこいの作品である。ハモリを実際に経験するまでは、平均律だってあんまり違いはないじゃないか、と思うことはあっても、一回わかってしまうと途端に平均律の響きが汚くきこえて仕方なくなるので不思議である（もちろん、使用する楽器の音色の違いによって差はあるのだが）。

実は、このアルバム、玉木さんに出会う前から愛聴していた。彼と出会ったのが大学院生だったのだが、高校の音楽の教師に貸してもらって聴いたのが最初である。17の時、この中に収録されている「A Hard Day's Night」を耳コピし譜面に起こしたこともある。友達と合唱したくて合唱部に持ち込んだのだが却下されてしまい、結局歌っていない。

不思議なことに、私はロックの熱烈な愛好者でもあり、高校時代からバンドをやっていたにもかかわらず、ビートルズに全く思い入れがない。正直、好きでもないし嫌いでもない。彼らのアルバムも一枚も持っていない。高校時代、大ファンだという友達が『ストロベリー・フィールズ・フォーエバー』を貸してもらい、傑作と称されるのは理解したが結局ダビングせずに返してしまった。

にも関わらず、このアルバムは大好きなのだ。うちにある唯一のビートルズによる楽曲のアルバムである。不思議なもんだと自分でも思う。

## 「<sup>たんにしやう</sup>歎異抄」について

純正律音楽研究会 正会員  
弁護士 齋藤 昌男

### 目次

- 第1. 「<sup>たんにしやう</sup>歎異抄」の構成
- 第2. 特に有名な個所
- 第3. アニメ映画化された「<sup>たんにしやう</sup>歎異抄」
- 第4. 煩惱
- 第5. 阿弥陀仏
- 第6. 浄土教とキリスト教

### 第1. 「<sup>たんにしやう</sup>歎異抄」の構成

「<sup>たんにしやう</sup>歎異抄」は18章からなります。1章から10章までは、親鸞聖人の真のお言葉をそのまま記したものです。11章から18章は、当時流布していた異説の内容と誤りを「<sup>たんにしやう</sup>歎異抄」の著者が正したものであります。

最初に「序文」が置かれ、10章のあとには、11章以降の「別序」があり、18章の後には「後序」があります。その後に親鸞聖人の流刑にまつわる記録が添えられています。まとめると、以下の様になります。

1. 序文
2. 1章乃至10章（親鸞聖人のお言葉）
3. 別序（11章以降の序文）
4. 11章乃至18章（邪説の批判）
5. 後序
6. 流罪にまつわる記録

第2. 特に有名な個所を以下取り上げてみます。

1. 撰取不捨せつしゆふしやくの利益

(原文)「念仏ねんぶつまふさんとおもひたつこゝろのおこるとき、すなはち撰取せつしゆ不捨ふしやくの利益にあづけしめたまふなり」(第1章)

(海原猛の現代語訳)「念仏したいという気がわれらの心に芽ばえ始めるとき、そのときすぐに、かの阿弥陀仏は、この罪深いわれらを、あの輝かしき無限の光の中におさめとり、しっかりとわれらを離さないのであります。そのとき以来、われらの心は信心の喜びでいっぱいになり、われらはそこから無限の利益を受けるのであります。」

2. 悪人正機

(原文)「善人ぜんにんなをもて往生おうじやうをとぐ、いはんや悪人あくにんをや。しかるを、世よのひとつねにいはく、悪人あくにんなを往生おうじやうす、いかにいはんや善人ぜんにんをや。この条じょう一旦いつたんそのいはれあるににたれども、本願ほんぐわん他力たうりきの意趣いしゆにそむけり。そのゆへは、自力じりき作善さぜんのひとは、ひとへに他力たうりきをたのむこゝろかけたるあひだ、弥陀みだの本願ほんぐわんにあらず。」(第3章)

(海原猛の現代語訳)「善人ですら極楽浄土へ行くことができる、まして悪人は、極楽浄土へ行くのは当然ではないか、私はそう思いますが、世間の人には常にその反対のことをいいます。悪人ですら極楽へ行くことができる、まして善人は、極楽へ行くのは当然ではないかと。

世間の人というほうが一応理屈が通っているように見えますが、この説は、本願他力の教えの趣旨に反しています。と申しますのは、みずから善を励み、自分のつくった善によって極楽往生しようとする人は、おのれの善に誇って、阿弥陀さまにひたすらおすがりしようとする心が欠けていますので、そういう自力の心がある間は、自力の心を捨ててただ阿弥陀さまの名を呼べば救ってやろうとおっしゃった、阿弥陀さまの救済の本来の対象ではないのであります。」

3. 浄土の慈悲

(原文)

「今生こんじやうに、いかにいとをし不便ふびんとおもふとも、存知ぞんちのごとくたすけがたければ、この慈悲じひ始終しじゆうなし。しかれば念仏ねんぶつまふすのみぞ、すえとをりたる大だい

じ ひ しん うん  
慈悲心にてさふらうべきと云々。」(第4章)

(梅原猛の現代語訳)

「この世の中でわれらがどんなに他の生けるものをいとおいしい、かわいそうだと思っても、われわれの思いどおり、いとおいしいものを救うことができませんので、そういう慈悲は結局首尾一貫しない慈悲であります。だから、この世のことは業にまかせて、ひたすら念仏するのが、首尾一貫した大きな慈悲でありましょう。」

#### 4. 無礙の一道

(原文)

ねんぶつ むげ いちだう しんじん ぎやうじや  
「念仏者は無礙の一道なり。そのいはれいかんとならば、信心の行者に  
てんじん ちぎ きやうぶく まかい げだう しゃうげ ざいあくごふはう  
は、天神・地祇も敬伏し、魔界・外道も障礙することなし。罪悪業報を  
かん しょぜん うんぬん  
感ずることあたはず。諸善もおよぶことなきゆへなりと云々。」(第7章)

(梅原猛の現代語訳)

「念仏というのは、いかなる障害によっても妨げられない自由の境地に遊ぶことであります。その理由を申しますならば、信心が固い念仏の行者には、天の神、地の神もおそれ従い、いかなる魔物、悪者といえども念仏を妨げることができず、また、いかに深い前世からの業の報いも、念仏の行者に及ぶことはなく、いかなる善といえども、この念仏の善にとうてい及びませんので、念仏は、何ものにも妨げられない自由な境地にいるということができるのであります。」

#### 5. 最終章

(原文)

わたくし ことば きやうしゃく ゆ じ し  
「これさらに私 の言葉にあらざといえども、経 釈 の行く路も知らず、  
ほうもん せんじん こころえ そうら さだ  
法文の浅深を心得わけたることも候わねば、定めておかしきことにてこ  
そうら こしんらんしょうにん おお ごそうら おもむき ひやくぶん ひと かたはし  
そ候わめども、故親鸞 聖人の仰せ言候いし趣、百分が一つ、片端  
おも い まい か つ そうろう  
ばかりをも思い出で参らせ書き付け候なり。

かな さいわ ねんぶつ じき ほうど う へんじ  
悲しきかなや、幸いに念仏しながら、直に報土に生まれずして辺地に  
やど いっしつ ぎやうじゃ なか しんじんこと な  
宿をとらんこと。一室の行者の中に信心異なることなからんために、泣  
な ふで そ する  
く泣く筆を染めてこれを記す。

な たんにしょう がいけん  
名づけて歎異抄 というべし。外見あるべからず。」

(後序)

(梅原猛の現代語訳)

「以上の言葉は、親鸞聖人がみずからお話になったお言葉であります。経典やその注釈の筋道も知らず、教養の深い、浅いの区別をしたこともない、仏教学に暗い私のことですから、きっとこっけいなことでありましょうが、



なくなられた親鸞聖人のおっしゃった教えの御趣旨を百分の一、ほんの一端だけでも思い出して書きつけたのであります。悲しいことではありませんか、幸いに念仏しながら、すぐに真実の極楽浄土に往生せずに辺鄙な浄土に生まれるということは。全く同じ教えを奉じ、念仏の行をする人々の中に、異なった信心を持たれる方がないように、泣く泣く筆をとってこれを書いたのです。名づけて『歎異抄』といしましょう。決して他人に見せてはいけません。」

### 第3. アニメ映画化された「歎異抄」

令和元年（2019）5月、「歎異抄」が初めてアニメ映画化されました。そのなかから、2つのシーンのシナリオを引用します。

#### 1. (シーン103) 監獄 (夜)

無表情で座っている権八。

格子越しに向き合っている唯円。

唯 円 「親鸞さまは、こう 仰 っていたよ。

『弥陀の誓願不思議に助けられまいらせて往生をば遂ぐるなりと信じて、念仏申さんと思いたつ心のおこるとき、すなわち摂取不捨の利益にあずけしめたもうなり』

権 八 「……」

唯 円 「阿弥陀仏のお力は限りがないから、どんな悪人も捨てず裁かず、絶対の幸福に、救い摂ってくだされるんだよ。権八！」

権 八 「……そんな話、今の俺には役に立たん」

唯 円 「そんなことはない。阿弥陀仏の救いは、一瞬だ。まだ間に合うんだよ、権八」

権 八 「俺のような悪人が救われるわけないだろう」

唯 円 「……善人なおもって往生を遂ぐ、いわんや悪人をや」

権八、ハツとなる。

× × ×

フラッシュ。稲田時代の回想。

親鸞聖人「善人でさえ、浄土へ生まれることができる。ましてや悪人は、なおさらだ」

× × ×

唯 円 「阿弥陀仏は、全ての人間は煩惱の塊だと見抜かれていた。そのうえで、そんな悪人を『必ず救う』と誓われているんだ。悪人

を救うことこそが、阿彌陀仏の大慈悲なんだよ」

権 八 「(真劍に) ……」

格子越しに向き合う二人。

唯 円 「権八。おまえは決して許されない罪を犯した。世間から見れば、間違いなく悪人だ。でも本当は、全ての人間が悪人なんだ。全ての人間が阿彌陀仏の本願に救われ、極楽浄土に生まれることができるんだ。阿彌陀仏の救いに、条件はないんだよ」

権 八 「(微笑) ……懐かしいな」

唯 円 「えっ? ……」

権 八 「子供の頃、よくこうして、おまえに親鸞さまの教えを聞かせてもらったぞ」

唯 円 「……ああ」

権 八 「……俺のオヤジは、酒好き博打好きのろくでなしだった。それなのに、最後の最後で俺たち家族を守ろうとした。……あの日から、何が善いことで、何が悪いことなのか。俺には分からなくなっちゃった」

唯 円 「権八……」

権 八 「もっと早く、おまえと再会できたらよかった。もっと真劍に、親鸞さまの教えをお聞きすればよかった」

唯 円 「(涙をこらえて) ……」

権 八 「あの頃には、もう戻れないんだな……」

権八、肩を震わせ、唯円を見つめる。

権 八 「親鸞さまに伝えてくれ。ありがとうございます、と」

唯 円 「ん…… (頷く)」

## 2. (シーン114) 賀茂川のほとり

### (回想)

親鸞聖人(88歳)と中年の唯円、岩に腰掛けられている。

唯 円 「教えてください、聖人さま」

親鸞聖人「何かなあ、唯円房」

唯 円 「私は念仏称えても、天に踊り地に踊るような喜びが起きません。

また、早く浄土へ往きたい心もわからないのです。これは、いったいどうしてなのでしょうか」

親鸞聖人「おお、唯円房、そなたもか。実は、親鸞も同じことを思っていたのじゃ」

唯円「えっ。聖人さまも……」

親鸞聖人「ん……よくよく知らされることはなあ、あらゆる仏から見捨てられた極悪人が、阿弥陀仏の不思議なお力で救われ、この世一番の幸せ者になったのだ。飛び上がるような歓びが起きて当然なのじゃ。それなのに一向に喜べないのは、まさしく、煩惱の仕業なのだよ」

唯円「……煩惱でございますか」

親鸞聖人「そうだよ。だから阿弥陀仏はなあ、とうの昔に、全ての人間は煩惱の塊であると見抜かれたうえで、そんな者を『必ず、救う』と約束されているのだ。

ならば、喜ばない心が知らされるほど、阿弥陀仏のお約束はこんな煩惱の塊である我らのための本願だったと、ますます頼もしく、うれしく思わずにはおれないのだ」

唯円「……仰せのとおりでございます」

親鸞聖人「またのう、唯円房。少しでも病が長引くと、死ぬのではなからうかと、心細く思えてくる。これも悲しい煩惱の仕業なのだよ。遠い過去から迷い苦しんで来たのに、この世がふるさとのように捨てがたく、旅立つ浄土が少しも恋しく思えないのも、まことに煩惱の激しさゆえのこと……」

唯円「……はい」

親鸞聖人「だがのう、どんなに名残惜しく思うても、この世の縁が尽きれば、何のためらいがあろう。阿弥陀仏の浄土へ往くのは明らかだ。さらさら浄土へ往きたい心のない者こそ、阿弥陀仏は温かく迎えてくださるのだよ」

唯円「もったいないことでございます、聖人さま」

親鸞聖人「そう思うと、阿弥陀仏の本願は、ただただ『悪人親鸞のためだ』

った』と、喜ばずにおれないのだ。もし天に踊り地に踊る心があ  
ふれ、急いで浄土へ参りたき心が起こるなら、煩惱がなくなっ  
たのではなかろうかと、かえって、不審ふしんに思われるのではないか、  
唯円ゆいねん」  
親鸞しんらん聖人しょうにん、優しく微笑やさびしょうされる。

#### 第4. 煩惱 (ぼんのう)

1. さて親鸞聖人の言われる煩惱とは何でしょうか。色々の辞典類を見ましたが、岩波思想哲学事典の解説が一番分かり易いので、まずそれを引用します。

「人間の心身を悩まし、苦しめ、悟りに到達するのを妨げる精神作用の総称、〈煩惱〉という語は、サンスクリット語のクレーシャ *kleśa*、またパーリ語のキレーサ *kilesa* に対する漢語訳であり、衆生しゅじょうを煩わし悩ますものの意味。その他、心を惑わすものということから〈惑〉、心を汚れた状態に染めるという意味で〈染〉〈染汚ぜんま〉、塵のように心に付着し煩わすところから〈塵勞じんろう〉などとも訳される。この語は、仏教において説かれた不善・邪悪の精神作用を表す数多くの術語の一つにすぎなかったが、しだいにそれらを総称する表現として用いられるようになった。そのような総称的な意味での煩惱の概念は、インドの宗教・哲学においてさまざまな形態でみることができる。」

2. 楽あれば苦あり、苦あれば楽あり、人生はあざなえる縄のごとし、と言われますが、楽しみと苦しみは、いつも背中合わせにあります。

3. 四苦八苦という言葉があります。四苦とは、生(しょう)・老(ろう)・病(びょう)・死(し)の苦しみを言います。八苦とは、こうした四苦に愛別離苦(あいべつりく)・怨憎会苦(おんぞうえく)・求不得苦(ぐふとつく)・五蘊盛苦(ごうんじょうく)を加えたものです。自己が四苦八苦に悩み、悶え、迷い、深い苦悩を味わうのは、身と心にある果てしない欲求が満たされず、求めても得られないことを原因としています。この限りない欲望の根源と、その現われを煩惱と言っています。煩惱は、108あると言われますが、これは数え切れないほど多くの煩惱があるという意味です。

#### 第5. 阿弥陀仏

1. 阿弥陀仏は、法蔵菩薩(阿弥陀仏が仏になる前の修行時代の名)が四十八願を立て、長い間の修行によって阿弥陀仏として、西方極楽世界に成仏したものでありますが、その説法は時間的には三世にわたって無限(無量寿)であり、空間的には十方にわたって無際限(無量光)であり、その誓願に従ってあらゆる衆生を救済するとされています(春秋社発行、水野弘元著、仏教要語の基礎知識75ページ参照)。

2. 阿弥陀仏は浄土教・浄土真宗の本尊であり、その仏を信じ、その名号を唱えるものは、その願力によって必ず極楽浄土に往生することが出来ると説いています。その救済を説いた代表的経典が「阿弥陀経」等の浄土三部経で

あります。

3. 阿弥陀とは梵語 amita の音写で、無量、即ちはかりしれないという意味です。このことから、無量寿仏とか無量光仏とも言います。また、この仏の放射状の後光（光背）の形から、俗に「阿弥陀にかぶる」の言葉が作られました。

## 第6. 浄土教とキリスト教

1. 意外と思われませんが、両者は神（仏）を立てる宗教として、その構造が類似しています。キリスト教の神と浄土宗の阿弥陀仏という様に単独な概念把握をすれば、両者は共通な話題を持つものではありません。しかし、神（仏）と人間（凡夫）との関係として信仰構造に入って考察しようとするときに、両者には共通の話題ないしは類似性があると言われていています。今回の小論は引用ばかり多いのですが、次に2ヶ所引用します。

2. (1) 東京書籍発行の「比較思想事典」の121ページには、以下の様に書かれています。

「特に、20世紀後半にキリスト教世界でのエキュメニカル運動の展開の中で注目されてきた。その理由は、無神論的思考を特徴とする仏教の中で浄土教は、①キリスト教信仰がヤハウエの一神およびその天国を信仰するように、阿弥陀仏一仏およびその浄土の教えを信仰する形態であるという点、②イエスの出現が神と人間との間において仲介的であるように、法蔵菩薩が誓願を發して修行し阿弥陀仏に成るというプロセスにおいて仲介的であるということ、また③神（阿弥陀仏）と人間（凡夫）という関係の中で、愛の神と罪人たる人間と同様に、慈悲の阿弥陀と罪惡の凡夫という神（阿弥陀仏）観と人間（凡夫）観、さらには④アーメンの祈りと南無阿弥陀仏の称名念仏、というような諸点にとらえられる。」

(2) 同じ東京書籍発行の「比較思想事典」122ページ以下引用します。

「K. バルトは、1942年の著述『教会教義学神の言葉Ⅱ／2 神の啓示 下』の注で『次のことはまさに神の摂理によるものといってよいであろう。それはすなわち、私が見る限り、キリスト教に最も厳格に、包括的に、明瞭に対応する「異教」的な平行事象、極東における一つの宗教形態が、ほかならぬキリスト教の宗教改革的形態と平行しており、それであるからこそキリスト教を、まさに徹頭徹尾恵みの宗教としてのその形態においてその真理性を問う問いの前に立たせているということである。12, 13世紀に起こった、日本における二つの関連し合っている仏教的形成物、すなわち浄土宗と浄土真宗がそれである』と指摘した。」

3. 万年堂出版発行、伊藤健太郎著「人は、なぜ、歎異抄たんししょうに魅了されるのか」34ページには、以下の事が出ています。

「二十世紀最大の哲学者てつがくしゃといわれるハイデガーが、十年早く『歎異抄たんししょう』を知ったら、哲学の歴史は変わっていただろう。晩年の日記に、無念がにじむ。

今日、英訳を通じてはじめて東洋の聖者親鸞しんらんの歎異抄たんししょうを読んだ。弥陀みだの

ごごそしゆい がん しんらんいちにん な どう  
五劫思惟の願を案ずるにひとえに親鸞一人がためなりけりとは、何んと透  
てつ  
徹した態度だろう。

もし十年前にこんな素晴らしい聖者が東洋にあったことを知ったら、自  
分はギリシャ・ラテン語の勉強もしなかった。日本語を学び聖者の話しを聞  
いて、世界中にひろめることを生きがいにしたであろう。遅かった。(中略)」  
4. では浄土宗とキリスト教とは何が違うのか。

1262年親鸞は90年の生涯を閉じました。最晩年の親鸞には、関東、  
東北、北陸、京都を中心に50人を越す直接の弟子がおりましたが、親鸞は、  
みずからの罪ふかい一生を顧みて、「遺体は灰にして賀茂川に捨てよ」と遺言  
したと伝えられています。

一方キリスト教は、復活の信仰があります。ここが一番違うところだと  
思料します。

以上

令和2年1月20日脱稿

### 今後のスケジュール

#### 【デュオで楽しむヴァイオリン・出版記念コンサート3】

2020年6月27日(土曜日)14時開演

会場：新宿 四谷区民ホール

出演：水野佐知香(Vn)、三宅美子(Hp)、  
荒井章乃(Vn)、田中麻紀(ピアノ)

#### 【癒しの音楽コンサート】

2020年9月26日(土曜日)14時開演

会場：山崎製パン 飯島藤十郎社主記念 LLC ホール



おたより募集！

会報のご感想、ご意見、純正律音楽にまつわること等々、なんでもお寄せ  
下さい。たくさんのお便りを、お待ちしております。

次号の【ひびきジャーナル】にてご紹介させて頂きたいと思っております。

〒168-0072

東京都杉並区高井戸東 3-2-5-102 NPO 法人 純正律音楽研究会

お電話：03-5317-0291 FAX：03-5317-0289

e-mail：puremusic0804@yahoo.co.jp <http://just-int.com/>

2020年2月27日 発行責任者：NPO 法人 純正律音楽研究会

編集：相坂政夫